

重 要

平成 24 年 9 月

会員各位

一般社団法人 日本生殖医学会
理事長 吉村 泰典

一般社団法人日本生殖医学会

年会費納入のお願い（再請求）と宛先不明となっております会員の先生方へ

拝啓 平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年度（2012 年）年会費請求書を 6 月に送付させていただいておりますが、9 月 15 日までにご入金の確認が取れない会員の先生方を対象に再度請求書を 10 月 1 日付で送付させていただく予定です。年会費を納入いただきますようお願い申し上げます。また、過年度の年会費不足分がある会員におかれましては、併せて納入いただきますよう、お願いいたします。

なお、会費納入については会員の資格や代議員の選挙権にも大きく関わりますので、今一度ご留意下さいますようご連絡申し上げます。

また、転居等で、本会へお知らせがいただけず連絡のつかない会員の方については会費請求書も返戻されてきており、連絡が結果的に届かなかったことより時間の経過とともに資格喪失となってしまうケースも見受けられます。機関誌等が不達であるような場合は本会から連絡が取れなくなり会費請求書もお届けできずにいる場合もございますので、今一度ご自身でそのようなことがないかご確認をお願いいたします。

敬具

<参考>

「一般社団法人日本生殖医学会定款」より抜粋

（経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 3 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。